

陳情第2号

栗山町議会政務活動費の交付額の見直しの撤回を求める陳情書

提出年月日 平成26年9月4日

提出者 佐藤 功
佐藤 剛
須田 幸子
稲毛 淳

陳情の趣旨

栗山町議会政務活動費の見直し（増額）が9月の定例議会に議員提案されるところです。

この政務活動費の見直し（増額）は、提案の理由、提案に至る経過、パブリックコメント手続なるものなど、私たち町民には理解し難いものである。

この見直しは、平成26年8月8日の議員だけによる「一般会議」で論議され、9月定例議会に提案することになったと思われるが、この会議そのものが、招集者の委員長が「一般会議ということで変則なのかと思いますが～」といい、ベテラン議員がこの会議の性格について承知していないなど理解し難い。

また、なぜこの時期に提案されるのかにも納得がいかない。「十分な額ではなかった、増額で議員活動を活発にする」というのであれば、現行額であった10年間は十分な議会活動・議員活動はできなかったのか。どのように政策提案や議員の資質向上に結び付いているのかも明らかではない。町財政の逼迫を理由に、町民にも職員にも負担が強いられてきているが、いつから予算を増額できるほど町財政は上向きになったのか。

町民の意向を聞くために「パブリックコメント手続」を行ったかのようなのだが、ホームページだけで「広く公表し」（栗山町パブリックコメント手続実施要項第2条）たことになるのか。町民は議会のホームページの閲覧を義務付けられてはいない。ホームページには、公表が議会事務局、ホームページ、議会だよりの3点があったが、8月発行の議会だよりに記述がない。商業新聞の記事が町民への公表で、「パブリックコメント手続」がなされたというなら納得できない。意見の提出期間の1か月を短縮したことへの理由もない。公募（パブリックコメント）をしたという形をとったにすぎないのではないか。

以上のように問題点・疑問点が多くあり、「住民が参画できる開かれた議会づくり」という議会基本条例を持つ栗山町議会にはふさわしくない提案であることから、「栗山町議会政務活動費の交付額の見直し」の撤回を求めます。

上記のとおり、陳情書の提出があったので付議する。

平成26年9月10日

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦